

訴 状

2012年（平成24年）3月15日

東京地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 清 水 勉

当事者の表示 当事者目録記載の通り

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 金100万円
貼用印紙代 金10,000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、金100万円及びこれに対する2010年（平成22年）6月25日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え
- 2 訴訟費用は被告の負担とするとの判決を求めらる。

第2 請求の原因

1 当事者

(1) 原告

原告は、2010年（平成22年）6月25日、警視庁警察官らに違法

に身柄を拘束され、さらに写真撮影による肖像権侵害、指紋採取による権利侵害を受けた者である。

(2) 被告

被告は、警視庁警察官の職務行為に関して、国家賠償法第1条第1項の賠償責任を負う者である。

2 事実経過

(1) 2010年6月25日朝

原告は、2010年（平成22年）6月24日深夜から同月25日早朝にかけて、渋谷駅近くの『クラブ□□□』（渋谷区円山町）で、多くのサッカーファンと一緒にワールドカップ中継を観戦していた。当日、このような飲食店がJR渋谷駅周辺のあちこちにあった。

上記中継が終わると、サッカーファンらは帰宅するために、各自、一斉に、JR渋谷駅に向かって歩き出した。原告もそのうちの一人だった。

(2) 警視庁警察官らによる渋谷駅近辺の警戒

他方、警視庁では、この日の朝、サッカーファンがJR渋谷駅周辺に集まったり集団で不規則に移動するなどして混乱することを予測して、トラブルや交通事故が発生しないよう、JR渋谷駅周辺について人の流れの整理と交通整理をするために、多数の警察官がJR渋谷駅ハチ公口前の横断歩道（スクランブル交差点）付近に立ち、スクランブル交差点の通行を部分的に制限するなどしていた。

(3) 原告の行動

原告が、同日午前6時半過ぎ頃、帰宅するためにJR渋谷駅前のスクランブル交差点まで歩いてくると、Qフロントビル前からハチ公前広場へ真っ直ぐ渡る横断歩道の通行が制限され、歩行者は、まず同ビル前から三千里薬品前へ渡ってから、ハチ公前広場へ渡る横断歩道を歩くよう誘導され

ていた。

原告は、普段からQフロントビル前からハチ公前広場へ真っ直ぐ渡る横断歩道を通行しており、同日も、この横断歩道の信号が青になったことから、この横断歩道を渡って JR 渋谷駅に向かって歩いた。スクランブル交差点を渡り切った辺りで、近くにいた警察官に注意されたが、原告はすでに横断歩道を渡り終えたので、そのまま駅に向かって歩いた。

(4) 身柄の拘束

すると、2人の警察官が、原告の左右に立って、原告の両肩を押さえつけるように、原告の上腕部を両手で掴んだ。原告はバランスを失い、2人の警察官に引きずられるようにして、渋谷駅前交番に連れて行かれた。原告は身体を斜めに倒された状態で引きずられたので、途中で原告が両足に履いていたサンダルは両足とも脱げてしまった。

原告は、渋谷駅前交番に入れられ床の上に座らされた。

(5) パトカーによる強制移動

午前7時過ぎ、原告は警察官に「立て」と言われると同時に、一人の警察官から、原告の左肩上部分を上に引っ張り上げるように強く掴まれ、それにつられて原告が立ち上がろうとすると、この警察官からさらに左上腕部を掴まれた。別の警察官は、原告の右上腕部を掴んだ。

原告が立ち上がったら、原告の左右にいる警察官らは、それぞれ原告の左右の腕をきつく組むようにして原告の身体を拘束し、どこに行くかも告げず、渋谷駅前交番前の路上で、原告をパトカーの後部座席に乗せた。原告は後部座席の中央に座らされ、両側に警察官が1名ずつ座った。パトカーに乗っている間中、両側の警察官は、原告の両腕をきつく組んだままだった。

(6) 警察官らによる原告の自由の拘束

パトカーが渋谷警察署に到着すると、原告は、何の説明もないまま、両

腕を組まれたまま同署の取調室に入れられた。

そこで、警察官らは、やっと原告の両腕から警察官らの腕を離した。

すぐにカメラを持った警察官が現れ、原告に対し、原告の所持品である手提げバッグをもって立つよう指示し、何も告げずにいきなり原告の姿写真を1枚撮影した。

その後も警察官らは何も説明せずに、原告の目の前に紙を出し、原告に対し、朱肉のようなものに右手の親指と人差し指をつけ、その指を紙に押すよう指示し、原告は意味も分からず、言われるままに右手の親指と人差し指に朱肉のようなものをつけ、紙に押し付けた。

その後、原告は、何度も帰宅させてくれるよう申し出たが、その都度、拒否され、帰宅させてもらえなかった。

原告は、自分の携帯電話で法律相談センターの電話ガイドに電話を掛け、簡単に事情を説明し、「警察官が帰らせてくれない」と訴えた。電話に出た弁護士は、「帰れますよ。そのまま帰っても違法でも何でもないので帰ってください」と助言した。

その直後の同日午前11時50分頃、原告はようやく身柄を解放された。

3 違法性

(1) 違法な逮捕行為

2人の警察官が原告の両腕を掴み、渋谷駅前交番に連行した行為、及び警察官らが原告をパトカーの後部座席に乗せて渋谷警察署に連行した行為は、法的根拠を欠く違法な逮捕行為である。また、その後も同日午前11時50分頃まで原告の身柄を拘束した行為は、原告の人身の自由に対する侵害にあたり、違法である。

(2) 原告に対する暴行行為

原告は、上記(1)の際、2人の警察官から両腕を掴まれて引っ張られ

る暴行を受け、これによって左腋下部に擦過傷を負った。

(3) 違法な姿写真撮影及び指紋採取行為

渋谷警察署の警察官は、法的根拠がなく、原告の同意もなく、原告の姿写真を撮影し、右手の親指及び人差し指の指紋を採取した。これは、肖像権ないしみだりに容貌を撮影されない権利、みだりに指紋の押なつを強制されない自由の侵害であり、違法である。

4 損害

原告は、警察官等の故意又は過失による違法行為により重大な精神的苦痛を被った。原告の精神的苦痛を金銭評価に見積もると、少なくとも100万円を下らない。

5 結論

よって、請求の趣旨記載の判決を求めて本件訴訟を提起する。